

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院建設工事等入 札参加資格審査会運営規程

平成 28 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、建設工事等に係る一般競争入札の入札参加資格の確認等のため設置する
地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院建設工事等入札参加資格審査会（以下「審査会」と
いう。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 審査会の対象工事は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設計額 1 億円以上の工事等
- (2) その他理事長が必要と認める工事等

(所掌事務)

第 3 条 審査会は、次の各号に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 一般競争入札の対象工事の選定に関すること。
- (2) 一般競争入札における入札参加資格要件の審査及び入札参加者の資格の有無の確認に
関すること。
- (3) 特定建設工事共同企業体に発注しようとするときは、その適否及び構成員数並びに代表
者及び構成員の技術的要件等に関すること。

(組織)

第 4 条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第 5 条 委員長は、事務局長とする。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が委員のうちから指名した者がその職務を代
理する。

(委員)

第 6 条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 企画監
 - (2) 法人理事長が指定する事務局課長級の職にある者
- 2 委員に事故があるときは、当該委員の指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、前項の規定により会議を招集するときは、会議の開催日の5日前までに委員に通知するものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りでない。

3 会議は、委員（前条第2項の規定により委員の職務を代理する者を含む。）の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報告）

第8条 委員長は、会議の結果を管理者に速やかに報告するものとする。

（庶務）

第9条 審査会の庶務は、事務局契約課において処理する。

（秘密の保持）

第10条 審査会は、会務の内容について、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取扱いに十分注意しなければならない。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。